

横浜市内 指定特定相談支援事業所
指定障害児相談支援事業所 各位

横浜市健康福祉局障害施策推進課

計画相談支援事業に係る新型コロナウイルス感染症に対する対応について（事務連絡）

日頃より、横浜市の障害福祉行政に御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和 2 年 2 月 25 日付 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る障害者（児）への相談支援の実施等について」及び令和 2 年 5 月 27 日付 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 7 報）」を受けて、横浜市では下記のとおり取扱いを再整理しましたので、ご連絡いたします。

なお、令和 2 年 3 月 6 日付 健障福第 3521 号「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る障害者（児）への相談支援の実施等に関する横浜市の取扱いについて（事務連絡）」については令和 2 年 5 月 31 日をもって廃止し、今後は本通知の取扱いを適用します。

1 相談支援の実施方法等について

（1）面談以外での実施

通常時は面談で行う「サービス利用支援（計画作成）」、「継続サービス利用支援（モニタリング）」、「個別支援会議」などについて、以下の全ての要件を満たす場合に、例外的に面談以外の方法で行うことを可能とします。

（2）要件

- ・ 関係者（利用者（家族）、相談支援事業所及びサービス提供事業所等）全員が、面談以外による相談支援の実施について了解していること。
- ・ 通常の記録に加えて、実施方法及び新型コロナウイルス感染症対策である旨を記録すること。
- ・ 利用者に対して、臨時的な方法であること、通常時の面談方法やその意義など、本取扱いの終了時にスムーズに面談に移行できるよう丁寧に説明を行うこと。
- ・ サービス等利用計画案及びモニタリング報告書の利用者同意署名を、郵送等によって記載すること。

2 モニタリング実施月以外のモニタリングについて

令和 2 年 5 月 27 日付 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 7 報）」中の、新型コロナウイルス感染症への対応のためのモニタリングについては以下のとおり取扱います。

（1）本市が認めるモニタリングとして評価できるもの

新型コロナウイルスへの対応に伴い、「サービス等利用計画に関わる変化がある場合」や「サー

ビス等利用計画に記載されていなかった新たな「解決すべき課題」に対してモニタリングとして関わる必要性が生じた場合」に行われるモニタリングとします。

(例) 事業所の営業自粛・縮小などに伴い、一時的に別の障害福祉サービス等を利用する場合など

(2) 区への報告等

新型コロナウイルス感染症への対応のために実施月以外にモニタリングを実施する場合は、本市が運用している「モニタリング追加依頼書」の提出は不要とします。(区への連絡等も前月中にしておく必要はありません。)

ただし、モニタリング報告書の作成及び区役所への提出は通常時と同じく必要です。

(3) その他留意事項

- ・ 臨時的なモニタリングを行った場合は、通常の記録に加え、新型コロナウイルス感染症に係る取扱いである旨を必ず記録してください。
- ・ 記録内容が不十分である場合や、新型コロナウイルスの対応であることが確認できない場合などは、自立支援給付費を返還していただくことがあります。
- ・ 国保連への請求時に、審査結果が「警告」となりますが、本取扱い期間中に限り請求を通します。

3 本取扱いの期間

令和2年6月1日から当面の間。(本取扱いを終了する場合は再度ご連絡いたします。)

※ただし、今後国等からの通知等により変更する場合があります。

4 参考

- ・ 令和2年2月25日付 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る障害者(児)への相談支援の実施等について」
- ・ 令和2年5月27日付 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第7報)」

上記の各事務連絡及び本通知については横浜市 Web サイトに掲載しています。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/fukushi/service/soudan.html>

5 その他

今後も相談支援において新型コロナウイルス感染症の影響が予想されますが、引き続き感染等に留意していただきながら、厚生労働省より示されております新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」等をご参考に支援を継続していただきますようお願いいたします。

併せて、「障害福祉情報サービスかながわ」や「厚生労働省 Web サイト」などで、常に最新の情報を確認するようお願いいたします。

何かご不明な点等ございましたら、下記担当までご連絡ください。

【担当】

健康福祉局障害施策推進課相談支援推進係

TEL : 045-671-4133 FAX : 045-671-3566

E-mail : kf-soudanshien@city.yokohama.jp